

第2章 地理的表示をめぐる国際交渉とEU二国間協定における扱い

—EU との二国間協定におけるワイン・スピリッツ類を中心に—

須田 文明

1. はじめに

EU が締結した二国間協定において、地理的表示は大きな位置を占めている。それはとりわけ、ワイン・スピリッツの分野で顕著である。以下では、2で、EU およびフランス、アメリカ、オーストラリアなどの地理的表示をめぐる国際交渉担当者からの聞き取り調査を行った研究を紹介することで、主要なアクターの地理的表示に対するスタンスの違いを明らかにしたい。さらに、3. では、EU とチリ、メキシコ、南アフリカ、オーストラリアとの間で締結された二国間協定における地理的表示の比較を行うことにする。こうした二国間協定では、ワイン及びスピリッツ類にかかる地理的表示が重要な位置を占めており、農産品全般の地理的表示には直接的には関わらないが、何らかの示唆を得ることはできよう。

2. 地理的表示をめぐる国際交渉

以下では Smith, (2008)が行った、地理的表示についての国際交渉担当官からの聞き取りに基づいた研究を取り上げることで、各国の、地理的表示に対するスタンスと戦略を解明することにしよう。行政担当実務者にとっては、外務省公電などを通じて、すでに旧聞に属することかもしれないが、スミスの分析は、こうした交渉の中に、まさに「通商文化」の違いとしか言いようがない側面を垣間見せてくれるのである⁽¹⁾。

(1) 二つの「通商文化」の衝突：GI と商標

スミスによれば、GI をめぐる対立は、GI と商標という二つの知的財産権システムに基づいた通商文化の対立である。すなわち米国及びオーストラリア、アルゼンチン、チリの各国政府による GI への反対の基礎には、商標にもとづいた知的財産権保護のための取り組みがある。最初に提起される議論は商標の財産権であり、これは、公権力や集合的活動ではなく個別企業に属する。暗黙のうちには、あるいはしばしば明示的に、民間企業が、自由主義的世界経済の基礎的単位として考えられており、集合的行為や公共活動の形態そのものが保護主義、非生産的官僚制への傾向を持つ、とされることになる。米国特許商標

局 USPTO の代表 Eleanor Meltzer が書いているように、「商標に反対し、地理的表示に基づいた保護システムに賛成する EU の議論は、実際、貿易をめぐる議論 trade arguments ではない、と考えざるを得ない」(Meltzer, 2003, p.15)。

商標による知的財産権保護の主張者による第二の議論は、権利期間の長さに関わる。多くの専門家が述べているように、米国憲法はそもそも永続的知的財産権を付与することを禁じているのである。しかしここでの真の争点は、米国の法律がいかにして、地理的表示の財産権に対して、それぞれの原産地表示の実際の使用法を示すようにさせるかである。E.Meltzer によれば、「地理的表示にとっては使用が、中心である。ある地理的地帯が存在しているということ、しかもある財がその種別的な特徴の一つとしてその地帯に由来していることを要求できるかもしれないということ、こうしたことは、TRIPS 協定の第 22 条 1 項における地理的表示の定義と対立する」(同,p.7)。換言すれば、EU の反対者の主要な懸念は、「旧大陸」の生産者たちが、自らの地理的表示から利益を得るためにいかなる投資もせず、高付加価値の地理的名称を自らに留保することができる、ということに関わる。

永続性に基づいたシステムへのこうした懸念は、時間を通じて、一般的となったとされる(つまり Californian Champagne や Parmesan-style cheese のような、その地理的源泉ではなく、製造方法を示すとされる)地理的表示への欧州の観念に反対する第三の議論と密接に関連している。つまり欧州移民の末裔によってその人口の多くを占められている「新大陸」諸国では、ヨーロッパの地域への言及の商業的使用が、それ自身の歴史の一部をなしてきた。こうした使用を禁じることで欧州の地理的言及を今日、保護することは、貿易レベルでの不公正な行為であるばかりでなく、根本的に「新植民地主義的」であるというのである。なんとなれば、「それは、移民に基づいている米国や豪州、アフリカ諸国の文化遺産を疑問視させる」からである(こうした立場は、WTO の下でのオーストラリア側代表によって強く主張された David Spencer, 2003, p.3-4)。こうした展望において、対外貿易交渉でのこれらの諸国の代表者たちは、TRIPS 協定第 24 条 6 項は、一般的名称は起源 source の表示ではなく、したがって、商標としては保護されないと規定していることを強調する。こうした理由により、彼らは、「特定の財の特徴を説明するために」商標を許容することが正統であると考えている(Meltzer, 2003, p.6)。

最後に、より一般的に、商標に基づいた知的財産権システムのための第 4 の議論は、製品とその原産地との関係に関わる。Erik Thevenod-Mottet (2001)によれば、「欧州諸国にとって、とりわけ南欧諸国にとって、地理的表示は製品そのものなのである。米国やオーストラリア、アルゼンチンにとっては、地理的表示は一般的に、商標の弁別的構成要素の一つとして考えられ、商標は常に、市場で製品を区別するさいの主要な方法である。このような場合、地理的表示は、製品に添付される名称や生産者の住所のような、一つの情報として考えられている」。L. Boy (2003)は、米国のアプローチは製品を保護することと関連しているのに対して、欧州のアプローチは主として製造過程に関心を向けている、と考える。これらの見解は「当該の競争的価値について異なった内容を導入し、知的財産権を全く別様に考えさせることになる」という。

ところで EU の代表者たちは商標保護の国際システムを問題視してはいない。むしろ彼らは、特定タイプの経済的オペレータの保護の補完的形態として地理的表示を擁護しているのである。欧州の GI 保護の議論は、知的財産権保護システムへの三つの根本的貢献を示している。

まず第一に、地理的表示は食品の品質改善に資するし、従って消費者の利益を保護する、という。欧州委員会は、食品の品質と原産地との間の結合には議論の余地がないと考えている。欧州委員会は、1999 年に行われた世論調査に基づいて、「EU の消費者は地理的表示にきわめて好意的である」と結論づけている。この調査は、消費者の 40% が「原産地を保証された製品について、10% 高く支払っても良いと考えている」ことを示しているのである。

次に、GI が生産者と加工業者に対して、その製品の無償の保護を与えることが強調される。商標保護は、しばしば膨大な額の法的費用がかかるが、GI の保護は、知的財産権保護の遵守の責任の多くの部分を公権力に移転する。「オペレータに対しては、皆さん、あなた方の製品を保護するためにそれほどお金を支出しなくていいですよ。だから販売促進を行ったりするためにいっそうのお金を使ってください、と言われている」(ブリュッセルのコンサルタントからの Smith による聞き取り、2003 年 12 月)。より具体的には、EU の議論は、多国間で、地理的表示が一端登録されると、もはや紛争は、きわめて多様な国レベルの法的システムの枠組みにおいて登場することになり、個別の生産者ないし加工業者の間での対立ではなくなる。こうした紛争は WTO のなかで、また政府を通じて起こることになる。

EU の代表者により主張される GI 保護の第三の議論は、こうした団体商標は地域的な経済振興のための強力な梃子をなすことができる、ということである。より正確には、ある GI は生産システムを地域に根付かせることができ、生産拠点移転のリスクとその悪影響(雇用喪失や経済的結合の切断)を抑制することができる。

こうした立場は、国際レベルでは、単に欧州委員会によってのみ擁護されているわけではない。例えば 1990 年以降、Pruneau d'Agen の指導者たちは、プルーン生産者の国際的ネットワーク(The International Prune Association)立ち上げている。INAO もまた、こうした民間のイニシアチブを側面支援している。「この種の場所でも、原産地保護が保護主義ではないことを理解させることができるからである。職能団体は別の職業団体に対して、製品の高付加価値化の相互の利益が何であるかを理解させることができる。それぞれの団体は自分たちの特徴を同定することになるのだから」(INAO での Smith による聞き取り、2004 年 1 月)。2003 年 6 月以降、同様の議論がより横断的で、体系的な形で、職能団体のネットワークにより展開されている。それが「国際地理的表示ネットワーク組織」ORIGIN である。この多品目ネットワークは 30 以上の国の 100 以上の生産者団体をとりまとめている。このネットワークが WTO 公開シンポジウムで成功裏に開催したシンポジウム(2004 年 5 月 27 日)のタイトルは「グローバルイニシアチブにおけるローカリゼーション：持続的発展を支えるために地理的表示をいっそう保護すること」であった。このネットワークの

設置は欧州委員会とフランス農業省、INAOにとって好ましいものであった。さらに2004年5月に設置された「原産地産品生産のための欧州連合会 AREPO」があり、これは職能団体と地方公共団体を包摂している。フランス農業省のある代表者は次のように述べている。「交渉に取りかかるに当たり二つの手法がある。WTOでの交渉を通じて上から行うか、それとも生産者によって下から行うかである。生産者たちは一緒に仕事をしており、モデルを発展させ、行政に情報を提供してくれる。二つの側面から取り組まなければならない。今日、下からの取り組みはあまり存在していない。ORIGINのおかげで生産者との間での協力を発展させ、またこれによって各国政府の考え方を変えることができる」と期待している」(同2004年1月)。

今日、ORIGINやAREPOのようなネットワークと、その公権力との結合は萌芽的なものであるとしても、上述のような発言は、彼らが体現する「通商文化」が強い根付きを持っていることを強調することができよう。それぞれの政治システムにおいて、それぞれの通商貿易観の基礎にある価値観やイメージが、国内法や民間部門、公的部門の戦略及び実践の中に強固に制度化されている。すべての生産者が自動的にそれぞれの政府と立場を共有している等と考えることはできないとしても、米国と欧州の交渉官たちの間でのやりとりが、なぜ、相手に耳を傾けないように思われるのかをうかがい知ることができよう。

(2) TRIPS 協定と WTO 農業交渉

1) 地理的表示保護の拡張

TRIPS 協定の特徴の一つが、ワインとスピリッツに与えられた高い保護水準である。1994年に、GATT協定に関する交渉の大詰め段階で、EUにより獲得され、その第23条にコード化されたこうした保護は、消費者を誤認させるようなボルドー風ワインといった表現を禁じるものである。したがってこの条項は、地理的表示を一般名称とさせるような使用をやめさせることを目的としている。

EUの代表者たちは、この高いレベルの保護を他の産品にまで拡張しようとし、知的財産権保護の新しい国際システムの根本原則を打ち立てようとしている。しかも高いレベルの保護の拡張を優先させることは、また戦略的領域を含んでいる。というのも、それは、EU代表者たちに対して、多くの国々とりわけ発展途上国における同盟者を引きつけることを可能とさせるからである。「INAOでいつも考えられていたのは、ぶちあけた話 *bassement*、ことは政治的、戦術的な点であって、当該の交渉を進めようとするならば、仲間 *partisans* を見つけなければならない、ということであった。世界中のワイン生産者の間は、反対と賛成とにきっぱりと固定されていた。しかし、物事を前進させることができたのは、ワイン生産者でない、別の国であった。したがって欧州とオーストラリア、米国、アルゼンチンの間で議論を堂々巡りさせたくないのであれば、(ワイン以外の産品への) 拡張の展望が必要なものであった」(INAO代表者とのSmithによるインタビュー、2004年1月)。

米国及びオーストラリアの代表は TRIPS 協定の厳密な解釈に基づいて、保護の拡張に反対し、その第 23 条は 1994 年の GATT 交渉のきわめて政治的な枠組みにおいてのみ意味を持つ、と主張した。すなわちこの交渉過程において、すでに欧州に対して譲歩がなされていたのであって、法的原則を確立していないような法律条項の拡張をさらに規定することなど、もつてのほか、としたのである。オーストラリア政府の代表者によれば、「ワインとスピリッツはある程度の保護を受けている。この分野で我々は譲歩し、我々は、制約的な二国間協定の枠組みにおいてもこの点について取り組んでさえいる。例えば、何年も前から我々はブルゴーニュ風やシャンパーニュ風といった実践をやめてきた。結局、我々は、この協定で満足している。現在の紛争の背景には、我々が、自分たちの約束事に敬意を表してきたのに対し、EU は同じ柔軟さを示していない、ということがある」(同 2003 年 12 月インタビュー)。

こうした対立の背景として、より高いレベルへの保護の拡張が、新大陸の多くの商標を取り消させてしまうのではないかと、という懸念があることがある。とりわけ、彼らは、23 条のこうした拡張が、企業にとって、金銭的にも時間的にもコストのかかるラベル張り替え relabelling をもたらすのではないかと、懸念しているのである。

要するに、すべての食品への高いレベルでの法的保護拡大という提案は、たんなる新世界の生産者の利害の保護を広く超えた抵抗を引き起こすのである。それはまず、貿易の組織原理をめぐる対立であり、これが政治的にも、法律的にもどのように規制されるか、根本的な変化をもたらすであろう。

2) 国際登録 : GI の司法化 juridification の争点

すべての地理的表示へと高いレベルの保護を拡大すべしという EU から WTO に提起されている要求は、地理的表示の国際登録の設置という第二の政治的目的とセットになっている。これらのアクターによれば、TRIPS 協定第 23 条 4 項に基づいて、地理的表示の登録を単一の登録システムへと集約することは、少なくとも三つの長所を持つという。まず第一に、この登録により、地理的表示の国内システムの間での相違を、これが絶対的形態の保護を保証するという考えを中心に、整合化させてくれよう。次いで、この登録は、多国間的な異議申し立てメカニズムを基礎にして、法律的な道具となるであろう。こうしたメカニズムは GI の侵害に関する法的紛争の私事化 privatisation を終焉させ、もしくは少なくとも減少させることができるであろう、という。ここでは EU 側が、こうした異議申し立てメカニズムの導入を推し進めようとしているのは、とりわけそれがワインとスピリッツをカバーしているからであることを指摘しておかなければならない。

最後に、より戦略的な面では、EU の代表者たちにとって、保護の拡大と登録実施の間での強い結合が、少なくとも理論的には、彼らに対して、発展途上国政府との同盟を可能とさせることを理解しなければならない。フランス政府高官によれば、「我々も欧州委員会もまた、ワインとスピリッツについてはニュートラルであるような多くの国が存在していると考えている。しかし、この登録は別の製品も含んでおり、彼らは、より関心を持つこ

とであろう。ワインを作っておらず、これからも作りそうもない発展途上国は多く存在する。逆に彼らは、伝統的産品を持っており、彼らはこれについてより高度の保護を望むことであろう」(同インタビュー、2004年1月)。

結局、途上国政府を引きつけるためのこうした戦略のなかで、フランス農業省と INAO が重要な役割を演じている。農業省の国際部局は、地理的地帯ごとに担当官を配置しており彼らが、GI を促進するための経済的外交活動を実施している。こうした活動は年間 100 万ユーロほどの経費がかかる(同農業省でのインタビュー、2004年1月)。INAO はといえば、多くの「促進と協力」活動を行っている。これらの二つの組織の代表者たちは、ますます多くの途上国政府が GI の原則とアプローチに関心を持つようになったことを喜んでいる。それでも、彼らが強調しているように、こうした熱心さを WTO での賛成票へとつなげようとしても、彼らは、こうした途上国各国内部での縦割り行政に由来する夥しい困難に直面している。「問題は、WTO に交渉しには行かないような機関との間でしばしば協力活動がなされていることだ。一般的に、我々は奇妙なケースにいることになる。我々は、ある国と有益な協力関係を築くに至り、この国に対して法制度確立を支援しても、WTO では、この国はその立場を変えなかったのだ。というのも、農業省は貿易省とは緊密な関係を持っていなかったからだ」(同インタビュー、2004年1月)。

もちろん、GI への反対国は、欧州及びフランスの戦略についても、途上国政府の弱点についても熟知している。結局、GI の国際登録の提案に激しく抵抗して、米国やオーストラリアなどの代表者たちは三つの主たる議論を提示している。

・第一に、こうした登録の官僚主義的性格と、それが生みだすかもしれない法律的難点が表示される。こうした登録システムの反対者たちは、現行の EU の行政能力では、第三国の地理的表示を登録させることができないと考えている(2005年には、こうした問題が WTO パネルの対象となっている)。オーストラリア政府の代表者によれば、「我々には、商標とコモンロー、マーケティング手法としての地理的表示の使用に基づいた単純なシステムがある。我々は、ワイン以外には製品の登録のためのシステムを持たない。我々は、商標及び法的訴えによって自分の製品を保護することを確保するのは生産者自身の役目であると考えている」(同インタビュー、2004年12月)。

・登録によって、登録名称の一般的使用を禁じる、という欧州の議論に直面して、米国とオーストラリアの代表者は、法的義務無しでのデータベースの導入によって、一般的名称の濫用に対する防止が可能だと主張する。いずれにしても、彼らによれば、多国間的登録に基づいた異議申し立てシステムにおいて、GI の所有権者は、それぞれの政府に対して、彼らのために闘ってくれるように説得しなければならないし、また二つの民間当事者間での現行の法的訴えは異議申し立てメカニズムとして脆弱である、と考えているのである。さらに、多国間的措置は義務的なのであろうか、それとも任意なのであろうか、という問題がある。WTO のある高官によれば「この点ではウルグアイラウンドは物事を曖昧にしたままなのである」(同インタビュー、2004年5月)。

・最後に、またより一般的に、EU への反対者たちは、TRIPS 協定は登録実施をそもそも

規定していなかったと主張し、したがって欧州の要求は、「TRIPS プラス」と呼ぶべき新しい交渉の一部をなすことになる、と主張する。

3) 農業交渉

ウルグアイラウンドの最終交渉時点と同様に、TRIPS 協定の打開がドーハラウンド農業交渉の打開以前に得られるとは考えられない。実際、2003 年 1 月に、欧州委員会は、この二つの交渉を結合させようとし、農業交渉を前進させるためには、委員会は少なくとも、地理的表示を受ける 41 品目の直接的、永続的保護を要求することを表明した。この「クローバックリスト」は、当然のことながら、「反 GI 派」諸国の反対を引き起こした。これらの国は、EU 提案の根底（永続的保護、義務的再ラベリングなど）を拒否し、EU の交渉戦術を非難した。例えば WTO でのオーストラリア側代表 D. Spencer は、EU が「小細工によって」自らの利害を押し通そうとしていることを批判している。こうした戦術は、WTO の手続きとルールにある「信頼の破壊」をなすという(2003, op.cit., p.4)。しかしながら、EU 内部にさえ、こうした戦術が亀裂を生み出したことを理解しなければならない。

農業交渉では、EU は、地理的表示についてかなり均質的でまとまった立場を擁護しているように見える。フランス政府高官によれば、「いずれにしても、欧州委員会は農業交渉と GI 交渉を連携させている。つまり「我々は地理的表示について攻勢を強め、農業については防衛に回っている。我々が農業について何事かを譲歩したからこそ、我々は、地理的表示で何事かを獲得しなければならない」というわけだ」(同 2004 年 1 月)。

同時に、クローバックリストの導入は、原産地表示システムの論理を疑問視させてしまう、というリスクがある。あるフランス政府高官によれば「国際レベルでは、我々にとって保護すべき重要なことは、シャンパン、コニャックなどである。国際システムを過重にさせないためには、今日の趨勢としては、特定数の地理的表示を保護する準備がある、ということである」(同 2004 年 1 月インタビュー)。

こうした交渉戦略の変更は、地理的表示擁護者すべてにとって歓迎されているわけではない(とりわけ INAO の代表にとって)。「我々にとって、フランスで論争が複雑なのは、INAO の立場が常に、以下のようなことからである。すなわち、それが何であろうと、すべての産品を保護しなければならない、ということである。しかし、われわれとしては、必ずしもすべてが、同じレベルの侵害のリスクを持っているわけではなく、すべてが同じ保護手法を持たなければならない、というわけでもないことは熟知している。しかし INAO では、二つの保護レベルに至るようなことがあれば、大きな政治的問題となろう。窮地に追い込まれることになる」(同 INAO 代表者とのインタビュー、2004 年 1 月)。

最後に、地理的表示に関する欧州の立場に好意的な多くのインフォーマントは、欧州委員会が、それほど積極的でないことを残念がっている。「委員会はそれほどの権限もなく、情報も欠如している。その上、委員会には意欲もない。しかし GI は政治的な黄金の鉱脈である。というのも貿易政策において途上国と連携を作ることができるからだ。これに関与している部局は二つしかなく、人員も少ない」(同 GI の専門家コンサルタントとのイン

タビュー、2003年12月)。

他方、欧州委員会の高官たちは、政治的アクターや加盟国行政官によって、あまり支持されていないことをしばしば残念がっている。「結局、多くの加盟国は、GIにあまり関心を持っていない。またこれに関心を持つ国は、我々が仕事ができる限り、また我々が専門的な知見を持っている限り、我々の好きにさせてくれる。彼らはむしろ、受け身である。積極的な態度を持っているのではない。私に言わせれば、彼らは共同体政策に影響力を及ぼす機会を捉え損なっているのだから、愚かしい」(同インタビュー、欧州委員会高官2003年12月)。

(3) 小括

さて、上述ではSmith (2008)により、国際交渉におけるGIの扱いの比較的古い展開を見てきた。より最近の交渉についての検討については、すでに多くの文献が出ている。ここでは高橋(2011)を引くにとどめておこう。すなわち高橋によれば、EUのクローバックリストの提案は、2005年に、二国間交渉によって調整するように切り替えられているという。またGIの国際登録が成立する可能性は高くなく、当面は二国間の協議が主体となろうという。

そこで以下では、GIにおいて多国間交渉よりも進んでいる二国間の協定についてみておくことにしよう。

3. EUとの二国間協定におけるワイン・スピリッツ類の地理的表示の扱い

上述では、GIをめぐるEUと各国との対立を見てきた。以下ではEUが締結した二国間協定の中で、GIがどのように扱われているかを検討することにしよう。EUが締結した二国間協定において、GIは大きな位置を占め、それはとりわけ、ワイン・スピリッツの分野で顕著である。以下では、VIVAS-EUGUI, D., SPENNEMANN, C. (2006)によりながら、EUが締結しているいくつかの二国間協定(チリ、メキシコ、南アフリカ、オーストリアとの間での)における地理的表示の扱いについて、とりわけワイン・スピリッツに注目して紹介しておこう⁽²⁾。

(1) 定義

地理的表示を定義するために、EU-チリ「ワイン貿易協定」は、TRIPSの第22条第1項に言及している(協定3(b))。他方、EU-オーストラリア「ワイン貿易協定」(1994年のTRIPS以前)は、TRIPS第22条と同様の表現、「その地理的原産に主として帰せられる」「(ワインの)特定の品質、評判もしくはその他の特徴」に言及している(この文言は、ウルグアイラウンドを通じて、地理的表示に関するEU側提案の一部をなしていたものであ

る)。

チリにせよ、オーストラリアにせよ、二つの協定はワインに限られている。チリについては、EU はスピリッツドリンクとアロマドリンクについて地理的表示をカバーする別の協定を締結した。同様に、EU と南アフリカは、ワインと、スピリッツドリンクについてそれぞれカバーする二つの分離した協定を締結している。他方で EU はメキシコと、スピリッツドリンクについての地理的表示の相互承認と保護に関する協定を締結している（ワインは含まない）。

上述のこうした、ワインの地理的表示に関する協定のすべては、同一の構造を有している。すなわち、いくつかの一般的規定（とりわけ、目的、範囲、定義）ののちに、それぞれの協定は、ワインの名称に関する保護と、醸造上の実践についてそれぞれの二つの分離した条項を含んでいるのである。こうした協定のその他の条項は、輸入承認要件、監視担当省庁の間での相互支援、それぞれの協定の運営、一般的規定（紛争解決と既存の在庫の販売など）を扱う。さらに EU チリ協定は、SPS 措置についての分離した条項を含んでいる。

（２）保護のレベル

以下で取り上げるすべての協定は、TRIPS 協定第 23 条のアプローチに従っている（GI の不正使用、消費者の誤認、不正競争）。協定は一般的に、GI 保護を保証するために「適切な法的手段」を提供することを、当事者たちに義務づけている。他方で、すべての協定が、保護された GI の使用は、それぞれの GI が原産している当事国の法律もしくは規則に規定された条件に服さなければならない、と規定している。例えば、EU-メキシコのスピリッツドリンクに関する協定の 4.1 条は次のように規定している。「保護された EC の名称は、共同体の法律および規則に規定された条件以外では使用されてはならない」。この要件は特定の GI の使用に対して保護するための法的手段を提供するという TRIPS 協定の下での一般的義務を超えている。というのも、それは、それぞれの当事国に対して、他方の当事国において存在している GI 保護のための国内システムに従うよう義務づけているからである。例えば、EU の域内法制は、ワインの GI と同一の商標は、一般的に使用してはならないこと、もしくは 2002 年 12 月 31 日までにのみ使用されることを規定しているからである（ワイン共通市場組織に関する指令 no.1493/1999）。二国間協定における上述の規定を通じて、GI 使用のこうした条件が、EU のパートナーにとって義務となっている。こうしたパートナー国にとっては、ヨーロッパの GI を含む国内および第三国の商標と対立をもたらすことになる。ところが米国の二国間協定は、近年、商標法の下で GI 保護を促進するようになっており、商標がすでに存在している場合には、GI に商標が優越するとしているのである。米国および EU と、それぞれ協定を締結している二国間協定の当事国は、ヨーロッパの GI と、（これと類似した）米国の商標の対立した事例においては、相対立する義務の間にとらえられることになる。WTO での TRIPS 協定委員会におけるマルチの解

決が凍結している中で、知的財産権の規定を持った二国間協定が増加するに依じて、こうした事例が増加することになる。

(3) 例外規定について

上述のように、TRIPS 協定は第 24 条で、(第 23 条の下でワインとスピリッツの GI に保護を提供する義務を制限する) 多くの例外を規定している。当該の二国間協定は、類似した GI の善意での継続した、類似した利用やジェネリックとなった表示の使用に関しての例外を除去している。(商標の例外については後述。TRIPS 協定は第 24 条第 1 項で、二国間および多国間の協定において、「TRIPS プラス」のアプローチを認めている。すなわち「以下の 4 から 8 のパラグラフ (例外条項) の規定は、加盟国が交渉を導くのを拒絶したり、二国間もしくは多国間の協定を締結するのを拒絶するために使用されてはならない。こうした交渉において、加盟国は、個別の地理的表示 (その使用がこうした交渉のテーマとなった) へのこれらの規定の継続的適用性を考慮する意思を有するものとする」)。なお EU-メキシコスピリッツドリンク協定は、TRIPS 協定例外状況に言及し、他方、上述のその他の協定は、それぞれの協定の付録の表示リストに完全な保護を付与するよう (いかなる例外にも言及することなく)、当事国に義務づけている。このことが意味するのは、所与の表示は、それがリストアップされたそれぞれの当事国に存在する生産者によってのみ使用されることである。

EU-オーストラリアを除いてすべての協定は、TRIPS 協定の後の条約であり、それゆえ、TRIPS 協定の下で、当事国によってとられる義務を変更する。(条約法に関するウィーン条約第 30 条第 3 項には次のようにある。「以前の条約へのすべての締約国がその後の条約への締約国でもあるものの、以前の条約が失効せず、もしくは、第 59 条の下で中断していないとき、以前の条約が適用されるのは、その規定が後の条約のそれと両立する限りでのことである。」つまり二国間協定においていかなる例外への言及もないことは、これらの例外が、締約国の条約権の一部とならなかったことを意味しているのである。)。例えば EU-南アフリカワイン貿易協定は、その付録 2 において、ワインの名称のリストを含んでおり、そのなかには、Porto/Port/Oporto/Portwein/Portvin/Portwijn への言及がある。こうした表示は南アフリカにおいて、長期にわたり一般的に使用されてきたとしても、南アフリカは、2002 年 1 月 1 日から 12 年間の間に現地でその使用をフェードアウトしなければならず、南部アフリカ開発コミュニティ SADC において 8 年間で、国際的には 5 年以内にフェードアウトさせなければならない。Sherry という名称にも同様の義務が適用され、これは、南アフリカでは一般的名称となっていたのである。新しい法的状況に応じて、南アフリカの生産者は、その製品の名称を変更し、Sherry にかえて Tawny を、Porto にかえて Ruby を使用することになった。

加えて、南アフリカは協定の発行後 5 年以内に、欧州の特徴的な表示 Grappa, Ouzo, Korn, Kornbrand, Jagertee, Jagertee, Jagatee, Pacharan をフェーズアウト

させなければならなくなったのである。これらの特別な名称は、「地理的」ではない。というのも、これらは特定の地域ないし場所の名称とも一致していないからである。しかし、GIは、特定の地域ないし場所に原産している産品を示すということを思い起さなければならない。厳密には「地理的」でない名称が、特定の地域や地帯の産品を同定するために使用されているような場合がある。特徴的な例が **Feta** チーズであり、これは、文字的には、スライスという意味であるが、欧州では、ギリシャ原産の羊もしくはヤギのチーズを同定するために使われているのである。

欧州の名称の使用のフェードアウトの移行期間もまた、その他の EU 協定において規定されている。当該のすべての協定はワインもしくはスピリッツの既存の在庫の販売についての規定を含む。それぞれの二国間協定の発効の時点もしくはそれ以前に、生産され、記載され、当事国の国内法制と調和して提示されていた（しかし、二国間協定によっては禁じられている）ワインもしくはスピリッツが、これに該当する。これらの協定のすべてが、小売業者に対して、こうした在庫が処理されるまでこれらを販売する権利を規定している（例えば EU-オーストラリア協定の 25 条）。卸は 3 年の移行期間を認められている（それぞれの協定の発効から数えて）。もっとも EU-メキシコ協定は、1 年の移行期間しか認めていない。

EU-オーストラリアのワイン協定は、特別ケースであり、それは 1994 年 3 月 1 日に発効している（つまり、TRIPS 協定の発効日 1995 年 1 月 1 日よりも前に）。EU-オーストラリア協定は、当事国に対して、特別な名称のリストを保護するように義務づけているが（いかなる例外もなしに）、GI の例外規定についての TRIPS 協定とコンフリクトをもたらすかもしれない。もしそうであれば、ウィーン条約の *later in time* ルールが、二国間協定におけるこれらの規定（TRIPS 協定と矛盾する）を扱う際に、重要となるかもしれない。

（４）商標保護との関係

TRIPS 協定の第 24 条第 5 項は、GI と類似したもしくは同一の商標の善意での登録および使用を認めている（特定の時間的条件の下で）。当該のすべての二国間協定はこの問題を同じように扱っているわけではない。最も直接的なアプローチは EU-メキシコ協定である。この協定の第 4 条第 4 項は、明示的に、二国間の背景においては TRIPS 協定第 24 条第 5 項の適用を除外している。他方で、EU-チリのワインとスピリッツ貿易に関する協定は、TRIPS 協定第 24 条第 5 項に言及することなく、GI と同一の、もしくは類似した商標の登録は拒絶されるべし、ときっぱりと述べている。それぞれの協定書の付録にリストアップされている既存のチリの商標は協定の発効後、国内的使用については 12 年のうちに、輸出目的の使用では 5 年で、少量の輸出については即座に取り消される。TRIPS 協定 24.5 条にある善意での例外規定への言及はない。それゆえリストに含まれるすべての商標は、TRIPS 協定 24.5 条の要件を満たしているとしても、取り消されなければならないのである。

結局、EU-オーストラリア協定と EU-チリワイン協定は、両方とも、同一の、もしくは類似した商標に対する GI 保護を伝統的なワインの表現にまで拡張する。多くのチリの商標が協定発効とともに取り消されなければならなくなった。

(5) 伝統的表現

チリおよびオーストラリアとの EU のワインの GI の保護に関する協定は、「伝統的表現」を保護するための義務を含む。EU-チリ協定の 3(c)によれば、伝統的表現とは、「とりわけ、製造や熟成手法、もしくは品質、色、場所のタイプ、あるいは、当事国において原産する製品を記述し、提示するためにこの当事国の法律および規則により承認されているワインの当該製品の歴史と関連した特別な事柄にとくに言及するために、伝統的に使用される名称を意味する」。例えば、EU の側の *Vino dulce natural*、*Eiswein*、*Grand Cru*、*Ruby*、*Tawny*、チリの側の *Chateau*、*Reserva o Reservas*、*Noble* などといった表現を含む。

EU-南アフリカのワイン協定は、伝統的表現へのいかなる言及も含まない。他方で、南アフリカの EU 諸国へのワインの輸出は、EU のワイン表示規則に従い、特定の要件の遵守に関する伝統的表現の使用を条件付けている。(特定のワイン部門製品の記述と表示、提示、保護に関する規則 no.1493/1999 の適用のための特定のルールを規定している 2002 年 4 月 29 日の規則 no.753/2002 を参照)。

伝統的表現に保護を与える義務は、GI 保護の TRIPS 最小限標準を超えている。伝統的表現は、TRIPS 協定の意味での GI をなしてはいない。というのも、それは、地理的地域を示していないからである。この意味で、それは、GI よりも排他的でない特徴である。つまり、特定の生産や熟成方法、その他の条件を遵守しているいかなる生産者も、対応した伝統的表現を使うことができる。例えば、アイスワイン *Eiswein*、*Icewine* は、いかなる地域にも限定されず、特定の収穫要件に従うすべての生産者によって使用できる。アイスワインという伝統的表現に保護を与える義務は、それぞれの協定への当事国において、特定の生産標準を満たすワインのみが、アイスワインとして販売できることを意味している。

以下の囲みでは、アイスワインの伝統的表現の保護のための生産要件を記述している。

アイスワイン伝統的表現のための要件

ドイツの Eiswein もしくはカナダの Icewine は、凍ったままの圧縮ブドウから作られる、「遅く収穫されたワイン」である。Vinifera grape と Vidal の三つの品種のみから作られるが、たいていは、Vidal と Riesling grapes から作られる。アイスワインを作るには、ブドウは最初の霜が降りる後までブドウ畑に残されている。これらのブドウは畑で凍った後に収穫され、凍ったまま圧縮される。ブドウは 10 時までには収穫されなければならない。これらの二つのプロセスの間に、温度はマイナス 8 度を超えてはならない。マイナス 8 度で、ブドウは大理石のように堅く凍るだろう。ブドウは凍った状態で、圧縮され、水分は氷の破片として落とされる。これが高度に濃縮された果汁（酸味と糖分、香りが強い）を残す。オンタリオとドイツでは、アイスワインは、自然に凍ったものとして定義されている。これが意味するのは、両国では、自然な方法以外では、アイスワインの製造方法が認められていないことである。人工的な冷凍方法はその定義上、もしくは表示の上からもアイスワインを構成しないのである。

しかしながら、EU ワイン表示規則は、第三国の生産者により使用されることができる伝統的表現と、EU ワインのみに限られる表現とを差別化するように使用されている。後者のカテゴリは、tawny や ruby、Vin jaune、amarone と言った表現を含んでいた。このことは、(欧州の GI を回避しようとして tawny や ruby といった一般的な名称でワインを生産し始めていた) 第三国の生産者にとって困難をもたらした。しかし 2004 年には、EU はそのワイン表示規則への修正を導入し、二つのカテゴリを一つにまとめ、すべての伝統的表現が第三国生産者によって使用できるようにさせた(一定の要件が満たされる限りで)。

EU—チリワイン貿易協定は、以前の EU 規則を反映しており、それは二つの表現のカテゴリが保護されるとしている。アイスワイン (リスト A) はチリの生産者により使用でき (生産要件が満たされる限り)、逆に、Tawny 表現は、特定の欧州の生産者のみに認められている (リスト B)。他方で、チリの生産者は、例えば Noble という表現を使う専一的権利を有している。よりフレキシブルな新しい EU 域内法について、当事国が協定を調整するかどうかを検討されなければならない。

以上の説明を表で示せば、第 1 表のように示すことができよう。

第1表 EUの二国間協定における地理的表示の比較分析

	EU-チリ	EU-メキシコ	EU-南アフリカ	EU-オーストラリア
分離した協定	なし。ワイン貿易、スピリッツ貿易の二つの協定が付則にあり。	あり。スピリッツ表示の相互承認と保護に関する協定	あり。ワイン貿易協定とスピリッツ貿易協定が TDCA を補完	あり。ワイン貿易協定
保護タイプ	特別保護システムへの言及なし(GIにも、商標にも)	同左	同左	同左
GIの定義	1.ワイン協定:あり(TRIPS協定22条への言及) 2.スピリッツ協定:なし	なし	あり。TRIPS協定22条への言及(原産地呼称含む)	あり。22条の類似表現(原産地呼称を含む)
保護の法的意味	TRIPS協定23条に規定された適切な法的手段	同左	同左	同左
保護名称使用条	名称が原産地である当事国の法律に規定された条件の下でのみ。	同左	同左	同左
例外 (TRIPS協定24条)	なし。リストに掲載された名称は、もっぱら一方の当事者によるのみ保護される。例外への言及はなし。TRIPS協定24条の発効	なし。24条の排除	なし。リストに掲載された名称は、もっぱら一方の当事者によるのみ保護される。例外への言及はなし。TRIPS協定24条の発効	なし。リストに掲載された名称は、もっぱら一方の当事者によるのみ保護される。例外への言及はなし。TRIPS協定24条の発効
特定名称のフェーズアウトの移行期間	既存の在庫の販売、卸について、3年・小売について、在庫がなくなるまで	既存の在庫の販売、卸、1年・小売、在庫がなくなるまで。	1.既存の在庫の販売、卸、3年・小売、在庫がなくなるまで。 2.ポートとジェリー:輸出、5年以内。SADC 諸国向け輸出、8年以内。国内市場、12年	1.既存の在庫の販売、卸、3年・小売、在庫がなくなるまで。 2.オーストラリア生産者により使用されている特定飲州名称のフェーズアウトの三つの期限(1993/1231, 1997/1231, 当事者により決められるべき期限)
地理的表示を超えて	地理的表示のみならず、以下も保護。・伝統的表現、醸造の実践、加工、製品仕様		地理的表示のみならず以下も保護 ・醸造の実践、加工、製品仕様 ・国内レベルでは、伝統的表現を保護する特別義務はなし。しかし、輸出はEU表示規則に服する。	地理的表示のみならず以下も保護 ・伝統的表現、ワインについて、醸造の実践、加工、成分条件
地理的表示と商標	1.ワイン協定 ・他方の側のGIなし伝統的表現と同一の、または類似の商標の非登録 ・以下の期間で抹消されるべきチリの既存の商標リスト(国内使用について12年、輸出向けで5年。少量輸出向けの協定、およびEUの伝統的表現と対立する商標についての協定の発効) 2.スピリッツ協定 ・上と同様 追加条項 ・EUで保護された同一の、もしくは類似した商標は、このようなGIの使用に対して行使されないかもしれない。 ・付則リストに含まれていない既存チリ商標は、登録のために使用されるか、要求されるかもしれないと登録されたEUのGIに類似しているとしても)	商標について言及なし。しかし、TRIPS協定24条5項の除外規定(善意による登録商標の使用)	GIと商標との足りいつの場合、合同委員会により解決	GIもしくは伝統的表現を含む、もしくはそれらからなる商標は非登録
特定の地理的表示の相互承認	協定の付則リストに含まれる特別な名称について、相互保護を合意する義務。保護を拒否するための国の裁量の余地なし。	協定付則リストに含まれる保護名称リストへの言及。国は保護を拒絶できず。	協定付則リストに含まれる特別な名称への双務的保護について合意する義務。国は保護を拒否できず。	同左

(6) 小括

Vivas-Eugui, D. et al. (2006)は米国の FTA と EU のそれとを比較して、EU が「TRIPS プラス」アジェンダを追求するのに対して、米国は「TRIPS マイナス」アジェンダを追求して、GI の特別システムを可能な限り除去して、これを通常の商標保護システムに代えようとしていると述べている。さらに二国間協定において EU は、GI の相互承認条項の包括的使用を行ってきたのに対して、米国は、こうしたアプローチを NAFTA と米国チリ FTA でのみ採用したのである。加えて、保護された名称のリストは米国の協定の場合には、きわめて短い、EU の協定ではかなり長い。米国協定では、米国およびメキシコは、現在、相互承認を通じて、二つの表示を保護しており、チリとは3つ、カナダとは一つを保護している。他方で、EU—チリワイン貿易協定における共同体のワインについての名称をカバーするリストは、78 ページに及び、数百に及ぶ保護された欧州の表示をカバーしている(チリの保護されたワインの名称が 2 ページ半でしかないのに対して)。

こうして Vivas-Eugui, D. et al. (2006)は、EU と米国による地域貿易協定は、多角的フォーラム(WTO/WIPO)から二国間レベルへの移行という、国際知財政策における近年のシフトを示している、としたのである。

注1) 本節は、Smith (2008)の抄訳の部分がほとんどを占める。したがって引用文中の文献については直接 Smith (2008)を参照されたい。

注2) 以下の記述は VIVAS-EUGUI, D. et al. (2006)の要約であり、米国の二国間協定についての記述を省略してある。より詳細については同文献を参照されたい。

[引用文献]

Smyth, A.(2008) “L’Organisation mondiale du commerce, l’industrie et le territoire : le cas des norms alimentaires », Berthet, T., Xabier, I., Smyth, A. (ed) *Les Nouveaux Espaces de la Regulation Politique : strategies de recherche en science politique.*, pp.257-282.

VIVAS-EUGUI, D., SPENNEMANN, C. (2006) “The Treatment of Geographical Indications in Recent Regional and Bilateral Free Trade Agreements”.

高橋梯二(2011) 「ワインの貿易に係る諸規則」、『日本醸造協会』誌。